

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(7 月 24 日)
(第 17 号)

第 17 号
7 月 24 日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第17号

○平成30年7月24日（火曜日）

□会議に先立ち、前田剛志議長は次の見舞いの言葉を述べた。

○議長（前田剛志） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、平成30年7月豪雨により、西日本を中心に各地で甚大な被害が発生をいたしました。犠牲になられました方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げる次第でございます。

この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

会議に先立ちまして私からも一言申し上げます。

平成30年7月豪雨より亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

三重県では7月10日から広島県熊野町に市町とともに職員を派遣し、災害対策本部の運営支援や避難所運営支援を行うなど、各被災地への支援に取り組んでいます。引き続き、被災された方々や自治体の思いに寄り添いながら、県内市町とともに積極的とも積極的に支援を行ってまいります。

議事日程（第17号）

平成30年7月24日（火）午前10時開議

第1 議提議案第7号

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 議提議案第7号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 47名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典
12	番	小 島	智 子
13	番	濱 井	初 男
14	番	木 津	直 樹
15	番	田 中	祐 治
16	番	野 口	正
17	番	石 田	成 生
18	番	彦 坂	公 之
19	番	大久保	孝 栄

20	番	東	豊
21	番	山 内	道 明
22	番	吉 川	新
23	番	津 村	衛
24	番	杉 本	熊 野
26	番	後 藤	健 一
27	番	小 林	正 人
28	番	服 部	富 男
29	番	津 田	健 児
30	番	中 嶋	年 規
31	番	村 林	隆 聡
32	番	長 田	英 尚
33	番	奥 野	智 介
34	番	今 井	正 広
35	番	日 沖	剛 信
36	番	前 田	裕 志
37	番	舟 橋	哲 幸
38	番	三 谷	進 央
39	番	中 村	謙 一
40	番	青 木	博 順
41	番	中 森	和 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 本	信 行
48	番	中 川	正 美

49	番	館	直 人
欠席議員	1名		
25	番	藤 田	宜 三
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅	真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤	史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主幹)	松 本	昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
総 務 部 長	嶋 田	宜 浩

午前10時1分開議

開 議

○議長（前田剛志） 本日は休会の日ではありますが、議事の都合により、会議規則第6条第4項の規定に基づき、特に会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第7号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議提議案第7号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第7号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成30年6月27日

提出者	田 中 祐 治
	小 林 正 人
	津 田 健 児
	今 井 智 広
	館 直 人

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市・志摩市選挙区	鳥羽市 志摩市	二人
------------	---------	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議 案 の 上 程

○議長（前田剛志） 日程第1、議提議案第7号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を

改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。49番 館直人議員。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） それでは、ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

議提議案第7号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案は、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の改正を行うものであります。

三重県議会の議員の定数等については、平成26年5月16日の本会議で、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を45人などとする改正条例案が大多数の議員の御賛同のもと可決、成立いたしました。

その際、改正条例の施行期日は平成27年5月1日からとされ、平成31年4月、つまり来年4月に予定される一般選挙は、改正条例が適用される初めての選挙として執行されることとなりました。

ところが本年2月26日、一度議決した議員定数を45人などとする条例を一度も適用することなく、議員定数を51人に戻すことなどを内容とする議提議案が提出され、3月22日の本会議で僅差ながら賛成多数で可決されてしまいました。

これにより平成31年4月に予定される一般選挙における議員の定数等は、平成26年5月16日の採決前の状態に逆戻りすることとなってしまったのであります。

このことは大きく三つの問題を露呈したと言えます。

その一つは、一票の格差の問題であります。平成26年5月の条例改正により、平成27年の国勢調査に基づく一票の格差は2.93倍から1.66倍に改善され

ることとなりましたが、議員定数が現状の51人に戻ったことで、再び3倍に迫る状態へ悪化することとなりました。

憲法においては、法の下の平等として県民の一票の価値、投票の価値の平等の追求が強く要請されているものと解されるとともに、公職選挙法においては、県議会議員の定数の決定に当たっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準としています。つまり、議員定数が51人に戻ってしまったことは、憲法や公職選挙法の趣旨に反する状況に再び陥ったと言わざるを得ません。

その二つは、議決責任の問題であります。平成26年5月の条例改正においては、改正内容の適用を次回の一般選挙からとせず、次々回の一般選挙、すなわち平成31年4月に予定される一般選挙からとしました。

これは、新たに4選挙区を一人区とすることや合区などにより、議員総定数を6人減らすという、これまでにないような改正内容であったことから、対象選挙区や県民の皆さんへ十分に周知する期間が必要との意見を考慮した上での、やむを得ない措置でありました。

また、県議会議員として自覚と責任を持って県政課題や資質の向上等を図ることを附帯事項として決定し、県民の皆さんに対して、次々回の一般選挙から議員定数を削減することで一票の格差を是正することを県議会自らが決意・議決してお約束をし、御理解をお願いするものであります。

しかし、三重県議会は本年3月22日、一度議決した改正条例を一度も履行することなく議員の定数等を現状に戻し、4年前に県民の皆さんと交わした約束をほごにし、議決責任を放棄する道を選択してしまいました。

この本会議の採決で多くの反対に回った議員が危惧したとおり、議決以降、多くの県民の皆さんから厳しい御批判をいただいていることは、御承知のとおりであります。

また、先月の6月定例会議では、次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求める請願が提出されました。

これらの事実を背景に、本請願は、付託された常任委員会では、採択すべ

きものと判断されたものの、本会議では不採択となり、このことは数の論理ではなく、理の論理で分権時代を先導する議会改革先進県であることを自負する三重県議会の歴史に、大きな汚点を残す結果となりました。

そして、その三つ目は、これまで調査、検討を重ねてきた特別委員会や検討会議で決定した附帯事項を遵守することなく、一票の格差の是正や議員の定数削減など、県民の皆さんとの約束を先送りすることであります。

附帯事項とは、今後見直し等を行う際のその考え方の方向を示した三重県議会としての決意であり、まさに県民の皆さんとの約束事であります。

平成12年3月、三重県議会は自ら率先して議員定数を4人減らして51人とし、国勢調査の結果等を踏まえ、さらに議員定数の削減を行うことを附帯事項として決定しました。

しかし、その後の平成17年に設置された特別委員会と平成21年に設置された検討会では、県民の皆さんと約束した一票の格差の是正や議員の定数削減等を先送りしてきました。

そして、平成25年1月に設置された特別委員会では、過去に決定された附帯事項を踏まえ、一票の格差を2倍以内に是正することを基本に、議員定数の削減や選挙区の見直し等の検討を行うことを合意事項とし、議員の総定数、選挙区人口と定数の逆転現象区、任意合区対象区、一人区、公職選挙法第15条第8項のただし書きの適用など、多くの課題について総合的に調査、検討を行い、ようやく13年ぶりに、議員定数を45人などとする条例改正を行ったのであります。

議員定数を51人に戻したまま、来年、平成31年4月に予定される一般選挙を迎えるとなれば19年間、改選後に見直しをしたとしても、それが適用される一般選挙まで23年間も先送り、放置することとなり、県民の皆さんの代表である三重県議会として、絶対に許されることではありません。

るる申し上げましたが、もうこれ以上、三重県議会の信頼を失墜させるわけにはいきません。

ですから、三重県議会としての信義誠実の原則、観点からも、多くの県民の皆さんからの御批判を真摯に受けとめ、平成26年5月の議決でお示した県民の皆さんとの約束を完遂するため、改めて三重県議会の議員定数を45人とするを柱とする条例改正を行うことをここに提案いたします。

以上が本条例案の提案説明であります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、心よりお願い申し上げます。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（前田剛志） 議案聴取会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議提議案第7号の審議を継続いたします。

質 疑

○議長（前田剛志） 本件に関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。35番、日沖正信議員。

〔35番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○35番（日沖正信） 新政みえ、いなべ市・員弁郡選出の日沖正信です。議長のお許しをいただきましたので、今回上程されました議提議案第7号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に対して議案質疑を行います。

今回の議案は、本年の2月定例月会議において議論し、3月22日に可決さ

れました三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例と同じ、議員定数と選挙区について条例改正を求める議案でございます。そして、さらにはその可決されるまでの前の条例そのものに戻すという案でございます。

今回のこのことは、条例の内容以前に3月に議決したものをすぐもとに戻そうとする同じことの繰り返しになるというところに、私は議員として大きな懸念を感じますし、今後のためにも極めて慎重に考えるべきことと思います。やはり私どもは、この議提議案第7号は、三重県議会会議規則における一事不再議に当たる案件だと判断をいたしております。

三重県議会会議規則第16条には、議会で議決された事件については同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときはこの限りでないでございます。この原則は同一会期中に同一事件について何度も議決をすることは議事の非効率化を招くとともに、審議の都度、異なる意思が存在する結果を生ずることにもなり、議会整理と議会意思の権威上、好ましくないために規定されているもので、これまでも何度も引用され、このたびのことは通して、その解釈や判断の議論が交わされてまいりましたところでございます。

3月に上程された議員定数等に関する条例案については、それぞれの意見、主張がなかなか相入れないところもありましたけれども、議会での採決の結果、可決し、三重県議会としての意思が決定しました。

にもかかわらず、再度、今会期中に三重県議会の定数と選挙区について改正する議案を上程するということは、特にさきの改正前の内容そのものに戻すということも踏まえて、これを一事不再議に当たるものと言わずして、何を一事不再議というか、私どもはそういうふうに思っております。

本議案の提案説明の中でも述べられておられたところでございますけれども、3月の議決後、多くの県民の方々から様々な声が寄せられており、そのことを客観的な事情の変更と捉えておられることもあるのかもしれませんが。

当然、その貴重な御意見を真摯に受けとめることは大切です。だからこそ、私は三重県議会基本条例第6条の2に、議会は議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民の意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行うものとする定められているように、不断の見直しを行っていくことと第三者委員会を設置して有識者の方々の御意見もいただきながら、三重県議会の適正な定数と選挙区を決めていく取組を改めてしっかりと進めていくことが重要であり、このことが3月のときに議決した議決責任であると私は考えております。今回の議案について一事不再議に当たるかどうかは議会運営委員会でも議論をいただきましたところでございますけれども、議論が平行線のままのため、一事不再議に当たるかどうかの採決が行われ、結果、多数決により一事不再議には当たらないということになり、今回の条例案が上程されたわけでございますけれども、繰り返しになりますけれども、私はこの議案についてはそもそもが一事不再議の規則に反するとの認識は変わりません。

そこで今回、議案提出に当たって今一度、一事不再議には当たらないと主張される理由を改めて説明いただきたくお願いしたいというふうに思います。

そしてまた、今回の議案は議員定数や選挙区に関する議案であり、私たち現職の議員だけの問題ではなく、これから新たに県議会議員に立候補を考えておられる方々、選挙の有権者である県民の方々に大きく影響することとなります。3月の議会で51人に戻す議提条例案を提出された方々は、県民の方々への周知期間を最低でも1年間は必要であるとの認識から、3月がリミットであるとして提案されたと伺っております。本日の議案聴取会においても、議員の定数、選挙区に関する条例改正に当たっての最低1年間程度の周知期間の必要性について、その認識を問われる御発言もございましたが、周知期間として1年間程度は見るということは、さきの選挙区調査特別委員会でも共通して確認されたものであると私も理解をいたしております。今回、

この時期に上程され、審議を経て採決がさらに先になるとすれば、県民の方々への周知期間はどんどん短くなってまいります。

もちろん、衆議院における突然の解散の時のように、急な選挙でも執行してきたことを考えますと、たとえ周知期間が短くても選挙を執行すること自体は可能であるとは思いますが、次の選挙が迫っている今の時期に、定数や選挙区をたびたび変えることは、県民の方々に対して混乱を招くだけではないでしょうか。それでもなお、この時期に議案を上程するということに対するお考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（前田剛志） 29番、津田 健児議員。

[29番 津田健児議員登壇]

○29番（津田健児） まず、1番目の本議案の提出が三重県議会会議規則第16条の一事不再議に当たらないかという理由についてでございますが、本来は議会運営委員会で議論されるべきだというふうに思っておりますが、私のほうから一言言わせてください。

周知のとおり、一事不再議は法律で定められたものではありません。

ただし、地方自治法第120条で普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないと定めており、ほとんどの地方議会はその会議規則の中に一事不再議の項目を入れています。

三重県議会では、三重県議会会議規則第16条に一事不再議の項目があつて、議会で議決された事件については、同一会議中には再び提出することができないとあります。その一事不再議かどうかは議運の申し合わせ事項で議会運営委員会で決定することとなっております。そして、上程された45の議員定数条例は、その議会運営委員会において一事不再議には当たらず、正式な手続を踏んで上程されたものと考えております。

これから私の私見でございます。このたびの議運の議論では、一事不再議の一事でないことが議論され、その内容で多数決の末、一事でないことが認

められました。私は一事不再議の例外規定である事情変更にも当たるものだと個人的には思っています。前回の特別委員会では議会事務局から出してみないと違法かどうか分からない条例であると指摘されながら、裁判はケース・バイ・ケースとろくに議論もせずに採決に至りましたが、このたびは議会運営委員会の説明でもさせていただきましたが、元最高裁判事、直近の県会選挙無効裁判の裁判長からも違法性が指摘されているので、採決に至った前提が違法かどうか分からないから、違法性が限りなく高い条例となり、これこそ事情変更だと個人的には思っています。ぜひ付託された委員会では、しっかりとこの点について明らかにしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、条例提案者として一義的に一事不再議でないと判断した理由は、議会運営委員会や議案説明のときに述べたとおりでございます。

それから、2番目の最低1年間程度周知期間を必要とすることについての考え方。我々は最低1年間程度周知期間を必要とするということを委員で確認したわけでもなく、合意したものではありません。前回の三谷委員長の個人的な目標として書かれたものだというふうに理解しております。

これも私のちょっと意見でございますけれども、お聞きしたいと思います。選挙区議員定数の変更の周知期間について、一定の期間が必要であるとは考えています。直近では昨年10月に行われました衆議院選挙では、区割り改正法が公布、施行されてから4カ月、衆議院議員選挙区画定審議会が総理に対して勧告がなされてから6カ月間の周知期間で選挙が行われました。候補者やその関係者は大変だったと思いますが、有権者は特に混乱もなく選挙が行われたものだと思います。投票率においても前回平成26年に行われた投票率とほぼ同水準の56%前後でした。一票の格差を2倍未満とする党の議論が何年も続いていたので、周知期間が4カ月という短い期間でも国民の理解が進み、説明責任が果たされたものだと思っております。

一方、平成26年の三重県議会定数45条例は、次回ではなく次々回の選挙、

来年4月に適用されるように周知期間を約5年、非常に長い周知期間としました。次回、平成27年の選挙から適用されるべきとの多くの批判を受ける中、必ず5年後、次々回の選挙で適用されることを県民に約束し、定数45条例を決定いたしました。

しかしながら、この約束された条例は改正をされ、県民との約束はほごにされる結果となりました。これに多くの国民から失望や御批判の声をいただいているのは周知のとおりです。

周知期間の適切性についての質問でございますけれども、一番大切なことは県民の納得性だと思っています。

ただ、次回三重県議会議員選挙まで約8カ月となりました。長い周知期間でないことは認識をしておりますので、スムーズな、しかも慎重な審議をしていただくようお願い申し上げます、まずは終わります。

[35番 日沖正信議員登壇]

○35番（日沖正信） ありがとうございます、御答弁いただきまして。

もう時間がございませんので、なかなかこれ以上、議論をする余裕もございませんけれども、先ほど御答弁いただいて、一事不再議にかかわることについては、これまでも議論もしたし、議会運営委員会で決定したことであるからということがまず大きくございました。議会運営委員会で決定されたことは紛れもない事実でございますので、それは私どもも認識させていただかなければなりません。

ただ、私はここで質問として自分のなかなか理解できない部分について質問をさせていただきました。

そして、周知期間についても、やはりこの議案にかかるこれまでの経過なども含めて、それほど必要やないんじゃないかということなどもお考え方も合わせて御答弁いただきましたけれども、しかし一事不再議については、やっぱり提案される皆さんの本当、熱意とか主張については真摯に向き合わせていただきたいというふうに当然考えておりますけれども、そうであっても、

しかしやっぱり同じ会期中で同じようなことを行ったり、戻ったりして、同一会期内の議会意思が何度も変わるかもしれない、まさに今のこの状況を一事不再議として会議規則で戒めているのだと私は強く主張させていただきたいというふうに思いますし、本当にこの同一会期にこんな状況がある議会の姿というものが正しいものか、今一度考えていただきたいというふうに思います。

そして、周知期間についてはやっぱり一定の理解をいただくために、当然私たちはしっかりと共有をして、今回の提出者は周知期間の猶予が余りにもございませんので、そのところをもっと丁寧に考えていただくべきじゃないかということ強く主張させていただきます。

以上、改めて申し上げます。時間でございますので質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 5番、岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党、津市選出の岡野恵美です。議提議案第7号についての質疑を行います。

提出者は、三重県議会議員の現在の定数51人を45人に6人も削減しようとする議案を提出されました。提案理由は、県内の各選挙区における一票の格差の是正を図るためということであります。

そこですばりお伺いします。議員の数が減ったら政治がよくなるとお考えでしょうか。お答えお願いいたします。

○議長（前田剛志） 49番、館 直人議員。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） 答弁ということでもありますけれども、議員削減が政治がよくなるのかということでもありますけれども、こういうことはちょっとこの今の問題とは別かなと、私はこのように思います。

と申しますのも、議員の定数削減に至ったということについては、一票の

格差の是正をしていくことによって、県民の皆さんのその権利を守ろうというのが大きなものであります。この議員の削減については、もう既に皆様方もこれまでの特別委員会等々のその報告書もごらんをいただいているんだ、確認をしていただいているんだというふうに思いますけれども、一番初めの附帯決議で上がってきたものは平成12年3月だったと、このように思います。

この中で議員定数についての考え方、時代の変革の中で全国の市町村議会、都道府県議会、大体この定数を削減している状況にあるようで、その中で三重県議会としてどうするかといったときには、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中で、この自ら率先して議員定数削減に取り組んでいく、その姿勢を示すべきであるということで、このことが附帯事項としてずっと乗ってきたということでありました。

提案説明の中でも申し上げました。また、聴取会の中でも申し上げましたけれども、51人でいった場合、平成27年の国勢調査からいけば2.93倍になる、それを県議会の議決を経て、それでは駄目だということで1.66倍にしてきたと、これが経過であります。そして、現在の数はどうかと言えば、県の統計情報によるところによっていくと、51人にした場合は、この本年、平成30年の1月では3.08倍、そして4月には3.10倍、そして6月はどうかというと3.11倍、確実にその倍率が大きくなっていくというのが現実であります。

3以上は違憲の状態なんだという指摘もありますけれども、そのこともよく考えなければならぬだろうと、こう思いますし、この一票の格差、先ほども申し上げたけれども、法の下での平等ということを誰がするかと言えば、やはり議会自らがこれ要請されていることだ、それを自分たちが決めてやってきたのに、それをまたもとに戻して51になるというのは本当に県民の皆さんにおいても大きな疑問、また意見もあるだろうというふうに思います。

そして、その中でいろいろ出てきておりましたけれども、議論をされてきた中で一番大きな問題、45にしたときの部分では一人区の問題がパブリックコメントで多くの指摘がありました。このことにも真摯に向かって議論をし

てきたということも皆さん、よく御承知をいただいているんだというふうに思います。

そこで、政治がよくなるかと言えば、よく言われる民信なくば立たずということだと私は思います。県民の皆さんのその信頼を得る、そのまた県民の皆さんとの信頼を築くこと、それは県民の皆さんのそのお声であったり、またその期待に答えていくこと、私どもが一致結束をして取り組んでいくことが必要なんだろう。そのことによって政治はよくなっていくんだと、私はこのように考えております。

とりあえず、このように答弁させていただきました。

[5番 岡野恵美議員登壇]

○5番（岡野恵美） 民なきは信立たずという御答弁でございましたが、民の声を度返しして定数を削減していくことが、本当にそれが民の声を届けることになるのかということでは、全く逆行しているというふうに言わざるを得ません。

私は、そもそも定数削減の問題で、このような混乱がもたらされたのは、平成12年3月、2000年の3月、51定数を決めたとき、都市部の定数を4議席削減したことにあると思います。このとき減らしたのは四日市、津市、鈴鹿市、松阪市飯南郡でありました。

そこで提案者の四日市市選出の津田議員にお伺いします。

当時の議席数は55、そして当時の法定定数は58でした。法定定数はあくまでも参考ですが、その法定定数よりも減らして51議席にした、その当時、法定定数よりも少なかった議席数55をさらに減らして51にした、その当時の削減についてどのように思われるでしょうか。お願いします。

[29番 津田健児議員登壇]

○29番（津田健児） お答えします。

平成12年の定数条例では、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる都市部を削減の対象にいたしました。御存じのとおり、51を議員定数とすると四日市市

の配当基数は9人でございます。それから、鈴鹿は5人だったと思います。松阪は5人だったかな。津市も8人でございます。

本日の提案説明にもありましたが、憲法において法の下での平等として県民の一票の価値、投票価値の平等の追求が強く求められていると解されるとともに、公職選挙法においては県議会議員の定数の決定に当たっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準としておりますという説明がありました。本来、選挙区定数を考えるときに、今でも人口比例を最も重要な要素として議論すべきだと考えております。

しかしながら、平成12年の委員長報告にもありましたように、地方議会議員選挙定数訴訟判決から判断し、一票の格差を最大2.07倍を超えないことや国勢調査の結果等を踏まえ、さらに県議会議員定数削減を行うなどを今後の議会へしっかりと送ったこと、リレーされたことを理解し、現在も議会人として、議員の説明責任としてその約束は守られるべきだと考えています。

加えて一言申し上げますと、平成12年、附帯決議の中の地方議会議員選挙定数訴訟判決から判断をし、一票の格差を最大2.07倍を超えないとしたのは、条例提案者である三谷議員のこの発言によるところが非常に大きいと思われまます。そのまま言います。国政の場合は3倍を超えると違憲で、3倍までは合憲。しかし、地方議会は選挙区も狭く、住民と候補者の関係もより密接であることから、より厳格に適用されてしかるべき。ぜひ議会改革の先頭に立っていただき、議会改革推進会議会長として尊敬申し上げた、今でも尊敬、ちょっとしていますが、三谷議員には決定過程、プロセスの質についても責任をしっかりと果たしていただきたいと思ひます。

以上です。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） その当時のことも考えれば、四日市市が9人、津市は8人であってもよかったということでございます。ですから、まともに、そのときになぜ減らしたかということが混乱をもたらしているわけです。法定定

数よりもさらに減らしたと。で、発端。そのとき、私たち日本共産党は多様な民意が減らされてしまうと行って反対しました。

しかし、このとき、都市部の次に人口の少ないところを減らすという条件をつけて強引に押し通した。私はそのように思っております。

このことが今回のような混乱をもたらしたものであると思います。当時は、郡部も都市部も今のように急激に人口は減っていないはずであります。

その当時の平成の合併で、69市町村から今や29市町になっております。地方議員数は2003年11月30日時点の1122人から2014年（平成26年）4月1日時点の536人へと当時の48%になってしまっております。

これらのことによって、既に民意が届きにくくなってしまったのではないのでしょうか。

民意ということであれば、2000年のとき、声なき声が削られた。まさに民意が届きにくくなってきたことに根本原因がある。そして、それが証拠にその後、郡部の定数を削減するというはなかなかまとまらなかった。先延ばし先延ばしにしてきている、そのことが問題になって、4年前も今回も特別委員会をつくって議論をしたわけですけれども、まさに平行線をたどったというのが現状です。それだけ郡部は深刻なんです。

だからこそ、2月定例会で、議提議案で郡部の民意を減らさずに、次の新しい議会で十分議論しましょう。第三者委員会をつくって学識経験者の意見を入れて、しっかりと議論しようということになったのではありませんか。こういう結論を導き出したわけでありまして。先ほども一事不再議の問題もありました。私たちもそのこともそうだとおもうに思っております。

そして、三重県財政の厳しさについても議論があったところでございますが、民意をしっかりと受けとめる、そういう議論ができる議会であってしかるべきでありますし、1億2000万円という話もありましたけれども、そうなればもう少し、7000億円以上の一般会計を持っている、この県議会で1億2000万円出せないはずはないし、我々議員も削減というようなことも考えつ

つ、まさに民主的にどうあるべきかというところの議論がまず第一だというふうに思っております。

1票の格差を減らしたら、これ以上郡部を減らしたら地方創生にも逆行するという切実な訴えもございました。私はこういう声を真摯に聞くようなことのできる、そういう県議会であってしかるべきです。多様な民意を汲み尽くす県議会にしていく、これが本当の議会改革であると思います。先ほども議会改革の一貫としてこれが進められてきたというふうなことでありましたけれども、非常に唐突でした。

私は、あえてこのことを申し上げておかんとこかなと思ったんですけども、やっぱり少し言っておきたいと思います。このときに、私たちは3議席ありました。定数削減で残念ながら議員はゼロになってしまいました。その民意は外されてしまったんです。ですから、このことはあえて申し上げないでおこうと思ったんですけどもちょっと、私たちの民意も、共産党の後ろにはたくさん民意がついていると、そういうことも知っていただきたいと思います。公平な議員定数のあり方について再度議論すべきであるというふうに思っておりますので、今度のこの提案には納得がいかないということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で議提議案第7号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（前田剛志） お諮りいたします。ただいま議題となっております議提議案第7号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務地域連携常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、9月13日までに審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議案付託表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件名
議提7	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（前田剛志） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明25日から9月13日までは休会とい
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明25日から9月13日までは休会とす
ることに決定いたしました。

9月14日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時3分散会